

野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置基準	期間	措置基準	期間
(贈賄) 1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が野田市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から	(贈賄) 1 次の(1)、(2)または(3)に掲げる者が野田市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
(1) 代表役員等(有資格業者の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書きを付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括している認められる者をいう。以下同じ。)	12か月以上 24か月以内	(1) 代表役員等(有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ)。	4か月以上 12か月以内
(2) 一般役員等(有資格業者の役員(執行役員を含む。))又は有資格業者の支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。)	6か月以上 12か月以内	(2) 一般役員等(有資格者の役員(執行役員を含む。))またはその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に上げる者以外のものをいう。以下同じ。)	3か月以上 9か月以内
(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	3か月以上 9か月以内	(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	2か月以上 6か月以内
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が野田市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から	2 次の(1)、(2)または(3)に掲げる者が千葉県及び近県(東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県及び栃木県。以下この表において同じ。)の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から

改正後		改正前	
(1) <u>代表役員等</u>	<u>6か月以上</u> <u>12か月以内</u>	(1) <u>代表役員等。</u>	<u>3か月以上</u> <u>9か月以内</u>
(2) <u>一般役員等</u>	<u>3か月以上</u> <u>9か月以内</u>	(2) <u>一般役員等。</u>	<u>2か月以上</u> <u>6か月以内</u>
(3) <u>使用人</u>	<u>2か月以上</u> <u>6か月以内</u>	(3) <u>使用人。</u>	<u>1か月以上</u> <u>3か月以内</u>
		<u>3 次の(1)または(2)に掲げる者が前号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u>	<u>逮捕または公訴を知った日から</u>
		(1) <u>代表役員等。</u>	<u>3か月以上</u> <u>9か月以内</u>
		(2) <u>一般役員等。</u>	<u>1か月以上</u> <u>3か月以内</u>
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
<u>3 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>12か月以上24か月以内</u>	<u>4 市内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>12か月以上24か月以内</u>
<u>4 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>6か月以上12か月以内</u>	<u>5 千葉県及び近県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条または第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</u>	当該認定をした日から <u>2か月以上9か月以内</u>

改正後		改正前	
		<p>6 <u>第4号及び第5号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した建設工事等</u>に関し、<u>代表役員等または一般役員等が、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</u></p> <p>(競売入札妨害または談合)</p>	<p>刑事告発を知った日から<u>1か月以上9か月以内</u></p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>5 <u>千葉県内</u>において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が<u>公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から<u>12か月以上24か月以内</u></p>	<p>7 <u>市内</u>において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等または使用人が<u>競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕または公訴を知った日から<u>12か月以上24ヶ月以内</u></p>
<p>6 <u>千葉県外の区域</u>において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、<u>代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から<u>6か月以上12か月以内</u></p>	<p>8 <u>千葉県及び近県の区域内</u>において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、<u>一般役員等または使用人が競売競争入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)</u></p>	<p>逮捕または公訴を知った日から<u>2か月以上12ヶ月以内</u></p>
		<p>9 <u>第7号及び第8号に掲げる区域外</u>において、<u>他の公共機関が発注した建設工事等</u>に関し、<u>一般役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕または公訴を知った日から<u>1ヶ月以上12ヶ月以内</u></p>
		<p>10 <u>市以外の公共機関が発注した建設工事等</u>に関し、<u>代表役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から<u>3か月以上12か月以内</u></p>

改正後		改正前	
<p>(建設業法違反行為)</p> <p><u>7</u> 市発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p><u>8</u> 市発注工事等以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(その他の不正又は不誠実な行為)</p> <p><u>9</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p><u>10</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から <u>2か月以上</u> <u>9か月以内</u></p> <p>当該認定をした日から <u>1か月以上</u> <u>9か月以内</u></p> <p>当該認定をした日から <u>1か月以上</u> <u>9か月以内</u></p>	<p>(建設業法違反行為)</p> <p><u>11</u> 市発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p> <p><u>12</u> 千葉県及び近隣の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(その他の不正または不誠実な行為)</p> <p><u>13</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正または不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p><u>14</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が<u>禁こ以上</u>の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、<u>または禁こ以上</u>の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から <u>2ヶ月以上</u> <u>9ヶ月以内</u></p> <p>当該認定をした日から <u>1ヶ月以上</u> <u>9ヶ月以内</u></p> <p>当該認定をした日から <u>1ヶ月以上</u> <u>9ヶ月以内</u></p> <p>当該認定をした日から <u>1ヶ月以上</u> <u>9ヶ月以内</u></p>